芦田川府中漁業協同組合内水共第 53 号及び 内水共第 54 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、芦田川府中漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた内水共第53号及び内水共第54号第5種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、こい、うなぎ、ますをいう。以下同じ。)の採捕(以下遊漁という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に 申請してその承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及 び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。ただし、 オンラインシステムにより行うこともできる。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、友釣、 投網、流し釣り、うなぎ籠による場合には、第9条の規定により遊漁の中 止を命じられ、又は以後の遊漁を拒絶された者である場合を除き、同項の 承認をするものとする。
- 4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第5条第1項の遊漁料を同条第3 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、イ欄に掲げる漁 具・漁法により、ウ欄の期間中はしてはならない。

1 million of the parity of the control of the contr			
ア魚種	イ 漁具、漁法	ウ期間	
こい	毛針 (疑似餌針)	4月1日から第4条第1項のあゆ	
		解禁日まで	
ます		9月1日から第4条第1項のあま	
		ご解禁日前日まで	

(游漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲 げる期間内で行わなければならない。

ア魚種	イ 期間	
あゆ	竿釣(友釣)については6月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公示する日(あゆ解禁日)から11月30日	
	まで	
	投網については6月1日から11月30日までの期間内で組合	
	が定めて公示する日(あゆ解禁日)から 11 月 30 日まで	

こい	1月1日から12月31日まで	
	ただし、投網の遊漁については6月1日から11月30日まで	
	の期間内で組合が定めて公示する日から 11 月 30 日まで	
うなぎ	4月1日から9月30日まで	
ます	3月1日から8月31日までの期間内で組合が定めて公示す	
	る日(あまご解禁日)から8月31日まで	

2 前項の公示は、組合の事務所及び第5条第3項の遊漁料の納付場所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公示するものとする。

(遊漁料の額及び納付方法)

第5条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児 又は小学校の児童のときは無料、中学校の生徒又は肢体不自由者のときは 次の表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

手釣、竿釣、友釣、投網、流し釣、うなぎ籠による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法		遊	漁料	
あゆ	竿釣 (友釣)	日券	2,000 円	年券	5,000 円
こい	手釣、竿釣	日券	2,000 円	年券	3,000 円
うなぎ	手釣、竿釣、う				
	なぎ籠、流し釣				
	Ŋ				
ます	手釣、竿釣	日券	2,000 円	年券	4,000 円
あゆ、こい	投網	日券	2,000 円	年券	6,000 円

- 2 前項の規定にかかわらず、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額と同額又はより低い遊漁料の額の漁具、漁法は、遊漁することができる。
- 3 遊漁料は、次の場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。

- 9. / .				
	納付場所	住		
(1)	芦田川府中漁業協同組合	府中市鵜飼町 702-1		
(2) その他組合が指定する場所				

4 前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。新しく 納付場所を指定したときも同様とする。

(遊漁承認証に関する事項)

- 第6条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による 遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。
- 2 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第7条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の 要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑と なる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、遊漁に際しては、川底をかくはんしてはならない。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

- 第8条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監 視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第9条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を 命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既 に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附則

この規則は、知事の認可のあった日から施行する。

(様式第1号) 遊漁承認証

表

裏

NO

遊客 漁 承 認 証 次のとおり遊漁を承認します。

1. 遊 漁 者

住 所

氏 名

生年月日 (年令 才)

- 2. 承認期間
- 3. 魚 種
- 4. 漁具・漁法
- 5. 遊漁区域 当組合漁場
- 6. 遊 漁 料

年 月 日 芦田川府中漁業協同組合

注意事項

- 1・遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 2. 漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3. 危険な場所での遊漁や危険な行為はしないこと。
- 4. 遊漁に際しての事故については、組合は関知しない。
- 5. 遊漁に際して漁場監視員の指示に従わなければならない。

(株式第2号) 漁場監視員証

表

<u>NO</u> 漁場監視員証

次の者は当組合員の漁場監視員であること を証明する。

住 所

氏 名

(年令 才)

有効期間

年月日~年月日

年 月 日 芦田川府中漁業協同組合

注意事項

裏

- 1. 監視員は遊漁規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。
- 2. 監視員は監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけること。
- 3. 監視員は遊漁者が遊漁規則に違反したときは直ちにその者に遊漁の中止を命じることができる。
- 4. 監視員証の有効期間が満了したときは直ちに組合に返納すること。